様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きやのんかせいかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 キヤノン化成株式会社  （ふりがな）くぼ　あつし  （法人の場合）代表者の氏名 久保　敦史  住所　〒300-1294  茨城県 つくば市 茎崎１８８８番地２  法人番号　4050001016689  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ CSR ＞ DXの取り組み  　https://kasei.canon/ja/csr/digitaltransformation.html  　DXの取り組み＞ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDXでものづくりを進化させ、製品品質を向上してまいります。  当社のDXの取り組みでは、装置面・人材面のデジタル環境を整備し、これにより生産プロセスでは生産データの利活用を推進し、管理プロセスでは業務プロセスの変革を推進し、この３つを事業戦略の柱として、ものづくりを進化させ、製品品質向上させてまいります。  このように当社はDXの取り組みを通じて、変化に強い組織をつくり、持続的競争優位性を確立し、中長期的な企業価値向上に繋げてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 取締役会にて承認された内容に基づき、社内所定の手続きを経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ CSR ＞ DXの取り組み  　https://kasei.canon/ja/csr/digitaltransformation.html  　DXの取り組み＞重点施策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆生産プロセスにおける生産性向上  生産現場におけるデジタル技術の導入とデータ活用を通じて、生産効率の最大化と品質の向上を図ります。  スマートファクトリー化を推進し、蓄積されたデータをもとに継続的な改善を実現してまいります。  1. スマートファクトリー化・IoT機器活用 による生産データ蓄積…生産設備の自動化、ロボットやIoT機器の導入による省力化によるスマートファクトリー化を進め、生産データを利活用できる形で蓄積していきます。  2. 生産データ利活用による生産効率の最適化・予知保全…蓄積した生産データは、生産プロセスの最適化・予知保全による生産効率の最適化、品質向上に活用してまいります。  3. AI活用による検査工程の省力化…AI検査の導入を進め、検査工程の省力化を行っていきます。  ◆管理プロセスにおける生産性向上  業務プロセスのデジタル化と自動化を通じて、管理業務の効率化と意思決定の迅速化を実現します。  紙ベースでは困難だったデータの活用を可能にし、業務全体の生産性を高めてまいります。  1. 電子帳票前提の業務プロセスへの変革…電子化に伴いBPRを実施することで、生産性を向上してまいります。  2. RPAによる業務連携…RPAによる業務システム、Webシステムの連携を行い、デスクワークの効率化を行います。  3. 生成AIを活用した業務効率向上…生成AIの業務活用範囲 を拡張し、管理業務改革を行っていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 取締役会にて承認された内容に基づき、社内所定の手続きを経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み  　DXの取り組み＞DX推進体制、重点施策、DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　■DX推進体制  当社では、代表取締役社長を実務執行責任者とし、総合企画部にてDX推進戦略の実行状況の総括およびDX管理プロセス戦略、デジタル環境の整備（設備面）を行い、人事部でデジタル環境の整備（人材面）の実行、製造部でDX生産プロセス戦略の実行をおこなっております。  ■DX事業戦略・重点施策  ◆デジタル環境の整備  DXを全社的に推進するためには、技術・設備面の整備と、それを活用できる人材の育成が不可欠です。  全社員がデジタル技術を活用できる体制を構築してまいります。  1. 役員・管理職を含めたDX教育投資…社内からイノベーションを起こせる人材として、「デジタル技術を利活用できる人材」を社内で育成してまいります。  加えて、役員・管理職のリテラシーも向上させ、「データ活用戦略の意思決定ができる人材」も育成してまります。  ■DX人材育成  DX人材の実務遂行レベルを向上させることを目的に、以下の教育を実施します。  　1. 全社員向けのリテラシー教育（e-learning教育）の実施(役員・管理職含む)  　2. 選抜メンバー向けのキヤノングループ教育制度を活用した高度IT技術者教育の展開  人事部門と受講部門のすり合わせを行うことで、スキルのミスマッチを無くし必要な教育を提供していきます。  DX人材の中でも、特にスキルの高い選抜メンバーには、高度IT技術教育投資を追加で行い、プロフェッショナル人材としてより専門性を高めていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み  　DXの取り組み＞重点施策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆デジタル環境の整備  OTネットワークやデータ基盤の構築を通じて安全かつ柔軟なデジタル環境を整備してまいります。  1. OTサイバーセキュリティを前提としたスマートファクトリー環境の構築…OTデータは資産と考え、サイバーセキュリティを確保しながらスマートファクトリー化を進めてまいります。  2. データ利活用基盤構築…データ利活用基盤構築に必要なデータマネジメントを行い、機密性を維持しながら可用性を高めてまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ CSR ＞ DXの取り組み  　https://kasei.canon/ja/csr/digitaltransformation.html  　DXの取り組み＞DX事業戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　DXの進捗を図るKPIとして以下を設定しております。  ◇生産プロセスにおける生産性向上  　装置稼働時間における改善時間  ◇管理プロセスにおける生産性向上  　管理業務の生産性改善時間  なお、数値に関しては非公開としています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 8月29日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ CSR ＞ DXの取り組み  　https://kasei.canon/ja/csr/digitaltransformation.html  　DXの取り組み＞代表取締役社長DX推進メッセージ | | 発信内容 | ①　■代表取締役社長DX推進メッセージにおいて、当社代表取締役社長が情報を発信。  「製造業を取り巻く環境は複雑化しており、製造現場では、リアルタイムで変化をとらえ対応を取っていく必要があります。  　当社では、DXでスマートファクトリー化を進め、製品品質を向上させていくことで、お客様のご要望にお応えしてまいります。  　また、DXで１人１人の生産性を高めることで、より創造性の高い製品を生み出し、社会に貢献していきます。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社ではキヤノングループ全体で取り組むためのマネジメント体制に準じて「リスクマネジメント委員会」および「情報セキュリティ委員会」を設置しております。  ■当社の情報セキュリティ対策  ◇ リスクマネジメント委員会への報告体制  ◇ 情報セキュリティルールの遵守  ◇ キヤノングループ内情報セキュリティ監査の実施  ◇ 情報漏洩対策（アクセス制限、社外持ち出し管理など）  ◇ 情報セキュリティ教育（PC起動時ポップアップによる注意喚起、標的型攻撃メール対応訓練など）  ◇ 情報セキュリティ外部監査  　外部監査については、キヤノングループ全体取り組んでいる「グループ情報セキュリティルール」に則り、キヤノン株式会社 情報通信システム本部から「情報セキュリティ監査」を毎年実施しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。